令和５年８月３１日

総務部総務課

上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について

　上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）では、令和５年４月の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで審議会に諮っていた諮問案件の大半が縮小され、審議会委員の任期が令和６年３月３１日をもって満了を迎えます。

　他方、上尾市では令和６年４月に公文書管理条例の施行に向けて準備をしており、この条例が施行されると公文書の移管・廃棄の決定については、諮問機関に審議することが求められます（別添 資料参照）。また、情報公開制度にも影響が及ぶことから、情報公開条例の改正も行われます。

　以上のことを踏まえ、今後の審議会の運営について、公文書の移管・廃棄の決定に係る審議を現行の審議会に諮り、委員の構成を見直すことが適当であると考えられます。

他市区における審議会の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審議会名又は委員会名 | 人　数 | 委員の構成 |
| 酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会 | ５人 | 制度に関し学識経験を有する者 |
| 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | ８人 | 学識経験者4人　市民4人 |
| 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 個９人　文13人 | 法令又は行政に関し知識を有するもの経験者11人　市民4人（うち公募2人） |
| 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 情５人　個５人　文４人 | 知識経験を有する者、市民 |
| 高松市情報公開・個人情報保護審査会 | ６人 | 弁護士(2人)、人権擁護委員、医師会副会長、大学教授 |
| 高松市公文書等管理審議会 | ７人 | 弁護士(2人)、行政書士、税理士、学識経験者、  人権擁護委員、文書館主任専門職員 |
| 鹿児島市個人情報保護審議会 | ５人 | 学識経験者5人、その他住民5人 |
| 鹿児島市公文書管理委員会 | ５人 | 学識経験者2人、文書管理の実務に携わる者2人  その他市長が必要と求める者1人 |
| 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会 | １１人 | 制度に関し知識経験を有する者 |
| 尼崎市公文書管理委員会 | ６人 | 学識経験者その他市長が適当と認める者 |
| 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 | ６人（前年度12人） | 学識経験者、区議会議員、区民 |
| 豊島区公文書等管理委員会 | ５人 | 有識者委員3人、区民委員2人 |
| 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 | ７人（前年度14人） | 学識経験者、区民その他必要と認める者 |
| 世田谷区公文書管理委員会 | ５人 | 公文書の管理及び特定重要公文書の保存、利用等に関して優れた識見を有する者その他の必要と認める者 |
| 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会 | ７人 | 制度及び地方自治に関し学識経験を有する者 |
| 茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会 | ９人 | 学識経験を有する者 |

　情：情報公開　　個：個人情報保護　文：公文書管理

　上尾市では、他自治体の事例を参考に、次期以降における審議会委員の人数及び構成を改め、根拠条例となる上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の改正及び情報公開条例の改正について第２回審議会前に案をお示ししてまいります。